

## 議題1（委員会決裁事項（規則第3条第6号））

### 知事からの意見聴取に対する回答の承認について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により知事から意見を求められた令和8年6月定例府議会に提出された次の議案について、大阪府教育委員会事務決裁規則第5条に基づき教育長が代決により異議がない旨を回答した。

この代決を、大阪府教育委員会事務決裁規則第7条第2項に基づき承認する。

令和8年6月22日

大阪府教育委員会

#### ○予算案

- 1 令和8年度大阪府一般会計補正予算（第2号）の件（教育委員会関係分）

#### ○条例案

- 1 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等一部改正の件
- 2 職員の給与に関する条例一部改正の件
- 3 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件

#### <参考>

##### ○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

##### ○大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第3条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

一 ～ 五 （略）

六 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に規定する意見の申出に関する事。

七 （略）

(事務の専決及び代決)

第5条 第3条各号に規定する事項について緊急やむを得ないときは、教育長がその事項を代決することができる。

(専決した事項等の報告)

第7条 (略)

2 第5条の規定により教育長が代決したときは、速やかに委員会の会議において報告し、その承認を受けるものとする。

## 教育庁 令和8年度一般会計補正予算（第2号）の概要

一般会計	補 正 予 算 額	68億1,241万7千円
	現 計 予 算 額	6,805億3,497万4千円
	補 正 後 予 算 額	6,873億4,739万1千円

### 〔 一 般 会 計 〕

上段 令和8年度補正予算額

中段 令和8年度現計予算額

下段 令和8年度補正後予算額

事 業 名	事 業 費	事 業 内 容 の 説 明
高等学校等教育改革 促進基金事業費	68億1,241万7千円 0 68億1,241万7千円	府立高校における産業イノベーション人材、理系人材、グローバル人材を育成するため、高等学校等教育改革促進基金に積立てた上で、先導拠点となる4校の施設整備に係る設計やカリキュラム内容の充実等を実施する。

## 高校教育改革の先導拠点校の整備について

フリップ〇

- ◆府では、府立高校が子どもたちに選ばれる学校となるよう、府立高校改革アクションプラン(令和7年11月策定)に則り、高校の魅力化・特色化を推進
- ◆成長分野の発展を支える産業人材、グローバル人材等の育成に寄与する取組の実施のため、国のN-E.X.T.(ネクスト)ハイスクール構想に基づき、改革先導拠点4校を申請
- ◆Beyond EXPO 2025に掲げる「めざす都市像」実現のため、人材の確保及び育成に向けて取り組む

### 府における申請の概要

- 以下の3類型に応じ、高校教育改革を先導する拠点(パイロットケース)4校を申請
- 実施した取組・成果を域内の高校に普及していく

1-4

【類型1】アドバンスト・エッセンシャル ワーカー等育成支援 (AIやデジタル技術を駆使した人材育成)	【類型2】理数系人材育成支援	【類型3】多様な学習ニーズに対応 した教育機会の確保
①新工業系高校(仮称) ②農芸高校	③天王寺高校	④大阪わかば高校

- ・補助(率) 1都道府県あたり62億円程度(最大4拠点)(10/10) ※基金を設置
- ・対象期間 令和10年度末まで

<今後のスケジュール> 6月下旬 国採択・公表(府では6月府議会にて補正予算案(6,812百万円)審議予定)

# 高校教育改革の先導拠点校の整備概要

フリップ〇

## 類型Ⅰ (アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成支援)

**新工業系高校 (仮称) 《大阪市淀川区》**  
— 複数分野を融合した新たな工業教育の拠点 —

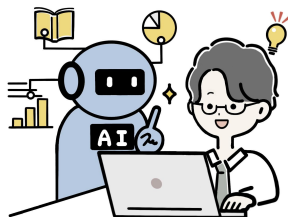
約10億円 (うち、R8事業充当予算 約3千万円)

### 改革目標

ロボティクス技術等の利活用により、未来社会の課題解決を実現する次世代産業人材の育成

### 主な改革内容

- 各専門分野の知識・技術を融合したカリキュラム開発・実施 (R8～開発 R9～試行実施 R10～新校にて実践)
- ロボット等の先端技術設備を導入 (R9～)
- エンジニア交流Lab (産官学連携拠点) を設置 (R10～)



**農芸高校 《堺市美原区》**  
— 府唯一の総合農業高校として産業人材を輩出 —

約17億円 (うち、R8事業充当予算 約2億円)

### 改革目標

デジタル技術を活用した都市型・高付加価値型農業の実践

### 主な改革内容

- 工業 (制御・IoT) × 商業 (商品化・流通・高付加価値化) × 農業の学校が協働して学習するプログラムの開発・実施
- 植物工場設置等によるスマート農業実習
- 高付加価値食品の生産から販売までを一貫して学習するプログラムの開発・実施 (いずれもR8～)



# 高校教育改革の先導拠点校の整備概要

フリップ〇

## 類型2 (理数系人材育成支援)

天王寺高校 《大阪市阿倍野区》  
ースーパーサイエンスハイスクール指定など  
府内の理数教育をけん引ー

約17億円 (うち、R8事業充当予算 約1.3億円)

### 改革目標

- 先端産業を牽引する理数系人材の育成
- 日本のトップサイエンス人材育成に特化した高校をめざす
- 府立高校全体における理数系進路選択者の拡大

### 主な改革内容

- 最先端分野の教育研究プログラム開発・実施
- 最先端実験機器を活用した高度な教育研究活動を行う  
高度実験エリア等の整備  
(いずれもR8～)



## 類型3 (多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保)

大阪わかば高校 《大阪市生野区》  
ー外国ルーツ生徒が多数在籍し、共生に向けた教育を  
実践ー

約18億円 (うち、R8事業充当予算 約1.7億円)

### 改革目標

グローバルな視点で多文化共生社会の実現をリードし、  
国際観光都市大阪で活躍する高度人材の育成

### 主な改革内容

- 国際色豊かな環境で、多言語・多文化を軸にした教育プログラムの開発・実施
- 地域連携・多言語支援の拠点設置  
(いずれもR8～)



○条例案

番号	件名	概要
1	地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例等一部改正の件	<p>地方自治法の改正により、題名の改正及び規定の整備（条項ずれ是正）を行う。</p> <p>施行日：令和8年9月24日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例 等</li> </ul>
2	職員の給与に関する条例一部改正の件	<p>へき地教育振興法施行規則の改正により、へき地手当と地域手当との支給の調整措置が廃止されたことに伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>施行日：公布の日</p>
3	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（府省令）等の改正に伴い、条例において同趣旨の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園における1学級の子どもの数を、満4歳以上の子どもについて、30人以下に引き下げる。</li> <li>・認定こども園に置かなければならない保育士について、1人に限って、特定理学療法士等をもって代えることができることとする。</li> <li>・認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員等の数につき、当分の間改正前の基準によることができるとしている経過措置の期限を、満3歳以上満4歳未満の子どもに対する職員の配置基準については、令和10年3月31日までとする。</li> </ul> <p>施行日：公布の日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul>

大阪府条例第 号

地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部を改正する条例

(地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例の一部改正)

第一条 地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例(令和二年大阪府条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方自治法第二百四十三条の二の八第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八第一項の規定に基づき、知事及び府の職員(以下「知事等」という。)の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例</p> <p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、知事及び府の職員(以下「知事等」という。)の府に対する損害を賠償する責任の一部を免除することに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例の一部改正)

第二条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(令和二年大阪府条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「第二百四十三条の二」とあるのは、「第二百四十三条の二の九」とする。</p>	<p>附則</p> <p>1 (略) (経過措置) 2 この条例の施行の日前に行われた廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(以下「旧条例」という。)第二条及び第三条の規定による職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第三条中「第二百四十三条の二」とあるのは、「第二百四十三条の二の八」とする。</p>

(大阪府監査委員条例の一部改正)  
 第三条 大阪府監査委員条例(昭和三十九年大阪府条例第十四号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(監査、検査及び審査)          第六条 (略)</p> <p>2 監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第二百四十二条第一項の規定による監査の請求又は法第九十八条第二項、第九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十三条の二の九第三項若しくは地方公営企業法第二十七条の二第一項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から七日以内に監査に着手するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(監査、検査及び審査)          第六条 (略)</p> <p>2 監査委員は、法第七十五条第一項若しくは第二百四十二条第一項の規定による監査の請求又は法第九十八条第二項、第九十九条第六項若しくは第七項、第二百三十五条の二第二項、第二百四十三条の二の八第三項若しくは地方公営企業法第二十七条の二第一項の規定による監査の要求を受けたときは、やむを得ない場合を除き、当該請求又は要求を受けた日から七日以内に監査に着手するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和八年九月二十四日から施行する。

大阪府条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（へき地手当） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  4 （略）</p> <p>附則</p> <p>1—37（略） （へき地手当の特例） 38 第十七条第四項の規定によりへき地学校の級別の指定並びにへき地学校に準ずる学校及び共同調理場の指定の変更（取消しを含む。）があつた場合において、当該変更の日（以下「変更日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で変更日以後におけるへき地手当の月額（以下「新月額」という。）が変更日の前日におけるへき地手当の月額（以下「旧月額」という。）に達しないもの（変更日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員を含む。）が変更日以後変更日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務するときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に対し、新月額が旧月額に達するまでの間（変更日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員にあつては、変更日以後）、旧月額に相当する額のへき地手当を支給する。</p>	<p>（へき地手当） 第十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3  2 第一項の規定によりへき地手当の支給を受ける職員が、第十三条の二第一項の規定により地域手当の支給を受ける場合においては、前二項の規定にかかわらず、当該職員には、前項の規定により計算した額から地域手当の月額を減じた月額のへき地手当を支給する。ただし、同項の規定によるへき地手当の月額が地域手当の月額以下であるときは、第一項の規定によるへき地手当は支給しない。</p> <p>4  5 （略）</p> <p>附則</p> <p>1—37（略） （へき地手当の特例） 38 第十七条第五項の規定によりへき地学校の級別の指定並びにへき地学校に準ずる学校及び共同調理場の指定の変更（取消しを含む。）があつた場合において、当該変更の日（以下「変更日」という。）の前日においてへき地手当の支給を受けていた職員で変更日以後におけるへき地手当の月額（以下「新月額」という。）が変更日の前日におけるへき地手当の月額（以下「旧月額」という。）に達しないもの（変更日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員を含む。）が変更日以後変更日の前日に勤務していた学校又は共同調理場に引き続き勤務するときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に対し、新月額が旧月額に達するまでの間（変更日以後へき地手当の支給を受けないこととなる職員にあつては、変更日以後）、旧月額に相当する額のへき地手当を支給する。</p>

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大阪府条例第 号

大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準

を定める条例等の一部を改正する条例

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例（平成十八年大阪府条例第八十八号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育及び保育に直接従事する者の数)</p> <p>第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章及び附則第三項から附則第八項までにおいて「認定こども園」という。）には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学級の編制)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳未満の子どもについては二十五人以下とし、満四歳以上の子どもについては三十人以下とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満三歳以上満四歳未満の子どもで編制する一学級の子どもの数は、三十人以下とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 第一項、第二項及び前項の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、一人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（大学（学校教育法第一条に規定する大学をいう。）（短期大学（同法第八十二条第二項の大学をいう。）を除く。）若しくは大学院（同法第九十七条に規定する大学院をいう。）において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び</p>	<p>(教育及び保育に直接従事する者の数)</p> <p>第四条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下この章及び附則第三項から附則第七項までにおいて「認定こども園」という。）には、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める数の教育及び保育に直接従事する者を置かなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(学級の編制)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 一学級の子どもの数は、満三歳以上満四歳未満の子どもについては二十五人以下とし、満四歳以上の子どもについては三十五人以下とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができると知事が認める場合には、満三歳以上満四歳未満の子どもで編制する一学級の子どもの数は、三十五人以下とすることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(職員の資格等)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2―5 (略)</p>

経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、認定ことも園は、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たって当該認定ことも園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7| (略)

(設備運営基準の目的)

第二十六条 法第十三条第一項の規定により府がこの条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、幼保連携型認定子ども園の園児（法第十四条第七項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(学級の編制)

第三十一条 (略)

2 一学級の園児の数は、満三歳以上満四歳未満の園児については二十五人以下とし、満四歳以上の園児については三十人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができる<sup>1</sup>と知事が認める場合には、満三歳以上満四歳未満の園児で編制する一学級の園児の数は、三十人以下とすることができる。

4 (略)

(職員)

第三十二条 幼保連携型認定子ども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭（法第十四条第九項に規定する主幹保育教諭をいう。以下同じ。）、指導保育教諭（同条第十項に規定する指導保育教諭をいう。以下同じ。）、主務保育教諭（同条第十一項に規定する主務保育教諭をいう。以下同じ。）、又は保育教諭（同条第十二項に規定する保育教諭をいう。以下同じ。）（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長（法第十四条第五項に規定する副園長をいう。以下同じ。）若しくは教頭（同条第七項に規定する教頭をいう。以下同じ。）が兼ね、又は当該幼保連携型認定子ども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭（同条第二十項に規定する助保育教諭をいう。以下同じ。）若しくは講師（同条第二十一項に規定する講師をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定子ども園には、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（次項及び第五項において「職員」という。）を置かなければならない。

(略)

6| (略)

(設備運営基準の目的)

第二十六条 法第十三条第一項の規定により府がこの条例で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、幼保連携型認定子ども園の園児（法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(学級の編制)

第三十一条 (略)

2 一学級の園児の数は、満三歳以上満四歳未満の園児については二十五人以下とし、満四歳以上の園児については三十五人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、教育及び保育を適切に行うことができる<sup>1</sup>と知事が認める場合には、満三歳以上満四歳未満の園児で編制する一学級の園児の数は、三十五人以下とすることができる。

4 (略)

(職員)

第三十二条 幼保連携型認定子ども園には、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭（法第十四条第八項に規定する主幹保育教諭をいう。以下同じ。）、指導保育教諭（法第十四条第九項に規定する指導保育教諭をいう。以下同じ。）、又は保育教諭（法第十四条第十項に規定する保育教諭をいう。以下同じ。）（次項において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長（法第十四条第四項に規定する副園長をいう。以下同じ。）若しくは教頭（法第十四条第六項に規定する教頭をいう。以下同じ。）が兼ね、又は当該幼保連携型認定子ども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭（法第十四条第十六項に規定する助保育教諭をいう。以下同じ。）若しくは講師（法第十四条第十七項に規定する講師をいう。以下同じ。）をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定子ども園には、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）を置かなければならない。

(略)

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第十八条の二十八第一項の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2・3 (略)

4 園長（法第十四条第四項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

5 備考1に規定する者については、一人に限つて、当該幼保連携型認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもつて代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、幼保連携型認定こども園は、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつて備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

4 | 6 (略)

1 (略)

2 (略)

3 主幹養護教諭（法第十四条第十三項に規定する主幹養護教諭をいう。以下同じ。）、主務養護教諭（同条第十四項に規定する主務養護教諭をいう。以下同じ。）、養護教諭（同条第十五項に規定する養護教諭をいう。以下同じ。）又は養護助教諭（同条第二十二項に規定する養護助教諭をいう。）

三 事務職員（法第十四条第十九項に規定する事務職員をいう。）

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、第六条第一項及び第五項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、幼稚園教諭の免許状を有する者又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭、主務養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもつて代えることができる。

4 当分の間、第六条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項（旧国家戦略特別区域法第十二条の五第八項において準用する場合を含む。）又は児童福祉法第十八条の二十八第一項の登録（以下備考1において「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。

2・3 (略)

4 園長（法第十四条第三項に規定する園長をいう。以下同じ。）が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

4 | 6 (略)

1 (略)

2 (略)

3 主幹養護教諭（法第十四条第十一項に規定する主幹養護教諭をいう。以下同じ。）、養護教諭（法第十四条第十二項に規定する養護教諭をいう。以下同じ。）又は養護助教諭（法第十四条第十八項に規定する養護助教諭をいう。）

三 事務職員（法第十四条第十五項に規定する事務職員をいう。）

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、第六条第一項及び第五項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により認定こども園に置かなければならない保育士の資格を有する者については、幼稚園教諭の免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭及び養護教諭として従事している者を除く。以下同じ。）をもつて代えることができる。

4 当分の間、第六条第二項の規定により認定こども園に置かなければならない幼稚園教諭の

5 免許状又は保育士の資格を有する者については、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、認定子ども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5・6 (略)

7 次の表の上欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第四条第一項の規定により認定子ども園に置かなければならないものとされる職員の三分の一を超えてはならない。

第六條第六項	第六條第一項の規定に よる認定こ ども園に置 かなければ ならない保 育士の資格 を有する者	特定理学療 法士等
附則第三項	第六條第一 項及び第五 項(ただし 書の規定を 適用する場 合を除く。)の 規定によ り認定こ ども園に置 かなければ ならない保 育士の資格 を有する者	幼稚園教諭 の免許状を 有する者又 は小学校教 諭等免許状 所持者
附則第四項	第六條第二 項の規定に よる認定こ ども園に置 かなければ ならない幼 稚園教諭の 免許状又は 保育士の資 格を有する 者	小学校教諭 等免許状所 持者

8 第六條第六項及び附則第六項の規定により特定理学療法士等及び看護師等が保育を行う場合には、認定子ども園は、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該認定子ども園の保育士の資格を有する者(第六條第六項ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならぬ。

9 (略)

10 当分の間、第三十二條第三項の表備考1に規定する者については、小学校教諭等免許状所持者をもって代えることができる。この場合に

5 免許状又は保育士の資格を有する者については、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は幼稚園教諭の免許状又は保育士の資格を有する者を補助する者として従事する場合を除き、認定子ども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

5・6 (略)

7 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる者について同表の下欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の下欄に掲げる者の総数は、第四条第一項の規定により認定子ども園に置かなければならないものとされる職員の三分の一を超えてはならない。

附則第三項	第六條第一 項及び第五 項(ただし 書の規定を 適用する場 合を除く。)の 規定によ り認定こ ども園に置 かなければ ならない保 育士の資格 を有する者	幼稚園教諭 の免許状又 は小学校教 諭若しくは 養護教諭の 普通免許状 を有する者
附則第四項	第六條第二 項の規定に よる認定こ ども園に置 かなければ ならない幼 稚園教諭の 免許状又は 保育士の資 格を有する 者	小学校教諭 又は養護教 諭の普通免 許状を有す る者

8 (略)

9 (略)

10 当分の間、第三十二條第三項の表備考1に規定する者については、小学校教諭又は養護教諭をもって代えることができる。この場合におい

において、当該小学校教諭等免許状所持者は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

12|11 (略)  
第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

13| (略)  
14| 第三十二条第三項の表備考5及び附則第十項から前項までの規定により同表備考1に規定する者を特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同条第三項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

15| 第三十二条第三項の表備考5及び附則第十二項の規定により特定理学療法士等及び看護師等が保育を行う場合には、幼保連携型認定こども園は、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に規定する者(同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

て、当該小学校教諭又は養護教諭は同表備考1に規定する者を補助する者として従事する場合を除き、幼保連携型認定こども園において教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10|11 (略)  
第三十二条第三項の表備考1に規定する者については、当分の間、一人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する看護師等をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の園児の数が四人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって第三十二条第三項の表備考1に規定する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12| (略)  
13| 附則第九項から前項までの規定により第三十二条第三項の表備考1に規定する者を小学校教諭若しくは養護教諭、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭、養護教諭、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の三分の一を超えてはならない。

(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年大阪府条例第百三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略) 3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)</p>	<p>(十人以上の乳幼児を入所させる乳児院の職員) 第二十八条 (略)</p> <p>2 (略) 3 第一項第二号に掲げる看護師は、保育士(法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士及び児童福祉法等の一部を改正する法律(令和七年法律第二十九号)附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)</p>

第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。第四十七条第三項、附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳幼児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳幼児院にあっては乳幼児の数がおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。

4―6 (略)  
(職員)  
第四十七条 (略)

3| 前項に規定する保育士の数の算定については、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第六十八条第十五項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するものいづれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士（第二十八条第三項に規定する保育士をいい、附則第八項、附則第十八項又は附則第十九項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

4| 第二項の保育士の数の算定方法は、知事が定める。

附則

1―7 (略)  
8 第四十七条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士（第二十八条第三項に規定する保育士をいい、第四十七条第三項、附則第十八項又は附則第十九項の規定により保育士とみなされる者及び第四十七条第三項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9―19 (略)  
20 前二項の規定を適用するときは、保育士（第四十七条第三項、附則第八項又は前二項のいづれかの規定により保育士とみなされる者を除く。）を、第四十七条第二項の規定により算定される保育士の数の三分の二以上、置かなければならない。

第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。附則第八項、附則第十八項及び附則第十九項を除き、以下同じ。）又は児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。）をもってこれに代えることができる。ただし、十人の乳幼児が入所する乳幼児院にあっては二人以上、十人を超える乳幼児が入所する乳幼児院にあっては乳幼児の数がおむね十人増すごとに一を加えた数以上の看護師を置かなければならない。

4―6 (略)  
(職員)  
第四十七条 (略)

3| 前項の保育士の数の算定方法は、知事が定める。

附則

1―7 (略)  
8 第四十七条第二項の保育士の数については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）を、一人に限つて、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

9―19 (略)  
20 前二項の規定を適用するときは、保育士（法第十八条の十八第一項の登録を受けた者を行い、附則第八項又は前二項のいづれかの規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（附則第八項及び前二項の規定の適用がないとした場合の第四十七条第二項の規定に

21 第四十七条第三項及び附則第八項の規定により特定理学療法士等及び看護師等が保育を行う場合には、保育所は、当該看護師等が保育を行うに当たつて当該保育所の保育士(同条第三項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

より算定されるものをいう。)の三分の二以上、置かなければならない。

(大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例(平成二十六年大阪府条例第百七十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>例 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特)</p> <p>5 施行日から起算して十二年間は、副園長(法第十四条第五項に規定する副園長をいう。)又は教頭(同条第七項に規定する教頭をいう。)を置く幼保連携型認定こども園についての新条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(新条例第三十四条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児(法第十四条第七項に規定する園児をいう。以下同じ。)の教育(法第二条第八項に規定する教育をいう。以下同じ。)及び保育(同条第九項に規定する保育をいう。以下同じ。)に支障がないようにしなければならない。</p> <p>1-4 (略)</p>	<p>附則</p> <p>1-4 (略)</p> <p>例 (幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特)</p> <p>5 施行日から起算して十二年間は、副園長(法第十四条第四項に規定する副園長をいう。)又は教頭(同条第七項に規定する教頭をいう。)を置く幼保連携型認定こども園についての新条例第三十二条第三項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であつて、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭(新条例第三十四条第七項第一号の面積以上の面積のものに限る。)を設けるものは、当分の間、同条第五項の規定にかかわらず、次に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満三歳以上の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)の教育(法第二条第八項に規定する教育をいう。以下同じ。)及び保育(法第二条第九項に規定する保育をいう。以下同じ。)に支障がないようにしなければならない。</p> <p>1-4 (略)</p>

(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条

例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第四条 大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(令和六年大阪府条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、令和十年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正前的大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「第一条改正前条例」という。)第四条第一項の規定(満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有するものとし、第一条の規定による改正後の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「第一条改正後条例」という。)第四条第一項の規定(満三歳以上満四歳未満の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する部分に限る。)は、適用しない。</p> <p>3 子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、当分の間、第一条改正前条例第四条第一項の規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に限る。)は、なおその効力を有するものとし、第一条改正後条例第四条第一項の規定(満四歳以上の子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の数に限る。)は、適用しない。</p> <p>4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園については、令和十年三月三十一日までの間、第一条改正前条例第三十二條第三項の規定(満三歳以上満四歳未満の園児に対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する部分に限る。)は、なおその効力を有するものとし、第一条改正後条例第三十二條第三項の規定(満三歳以上満四歳未満の園児に対する教育及び</p>	<p>附則</p> <p>1 (略)</p> <p>(大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>2 子どもに対する教育及び保育に直接従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園以外の認定こども園については、当分の間、第一条の規定による改正前的大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「旧条例」という。)第四条第一項の規定は、なおその効力を有するものとし、第一条の規定による改正後の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第四条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園については、当分の間、旧条例第三十二條第三項の規定は、なおその効力を有するものとし、新条例第三十二條第三項の規定は、適用しない。</p>

<p>保育に直接従事する者の数に関する部分に限る。〕は、適用しない。</p> <p>5  園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある幼保連携型認定こども園については、当分の間、第一条改正前条例第三十二条第三項の規定(満四歳以上の園児に対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する部分に限る。〕は、なおその効力を有するものとし、第一条改正後条例第三十二条第三項の規定(満四歳以上の園児に対する教育及び保育に直接従事する者の数に関する部分に限る。〕は、適用しない。</p> <p>(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>6  保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所については、令和十年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正前の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「第二条改正前条例」という。〕第四十七条第二項の規定(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対する保育士の数に関する部分に限る。〕は、なおその効力を有するものとし、第二条の規定による改正後の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「第二条改正後条例」という。〕第四十七条第二項の規定(満三歳以上満四歳に満たない幼児に対する保育士の数に関する部分に限る。〕は、適用しない。</p> <p>7  保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所については、当分の間、第二条改正前条例第四十七条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対する保育士の数に関する部分に限る。〕は、なおその効力を有するものとし、第二条改正後条例第四十七条第二項の規定(満四歳以上の幼児に対する保育士の数に関する部分に限る。〕は、適用しない。</p>	<p>(大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>4  保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある保育所については、当分の間、第一条の規定による改正前の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、なおその効力を有するものとし、第二条の規定による改正後の大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十七条第二項の規定は、適用しない。</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一学級の子どもの数については、第一条の規定による改正後の大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。〕第五条第二項及び第三項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児の数については、新条例第三十一条第二項及び第三項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。